

パブリック・コメントを
募集します

下田市では、次に掲げる各計画の素案を作成しましたので、皆様のご意見をお聞かせください。頂いたご意見等は、今後の計画策定や各施策の参考とさせていただきます。

パブリック・コメント実施計画

- ・第4次下田市総合計画
- 基本計画中間見直し素案
- ・下田市将来人口ビジョン素案
- ・下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略素案
- ・第6次下田市行財政改革大綱素案

意見書の提出期間

2月1日（月）～3月1日（火）

※郵送の場合は当日消印有効

意見の提出ができる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤する方
- ・市内に事業所又は事務所を有する方
- ・パブリック・コメント制度の対象となる事項について利害関係を有する方

意見の提出方法

各計画素案の意見書様式に、

必ず住所、氏名、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

持参の場合 企画財政課

（本館2階）

郵送の場合

〒415-8501

下田市東本郷一丁目5番18号

下田市役所企画財政課係宛て

FAXの場合 FAX ②3910

下田市企画財政課宛て

電子メールの場合

✉kikaku@city.shimoda.shizuoka.jp

その他

- ・提出いただいたご意見の概要とご意見に対する考え方等について、ホームページ等により一定期間公表いたします。
- ・個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・提出いただいたご意見の原稿等は返却いたしません。

○個人情報について

住所・氏名等の個人に関する情報については適正に管理し、各計画策定に関する業務にのみ利用します。

問合せ先

企画財政課企画調整係

☎②2212

平成28年度分
市県民税の申告が
始まっています

期間 3月15日（火）まで
（土日除く）

受付時間 9時～16時

場所 市役所2階大会議室

また、各地区においても申告を受け付けていますので、日程、場所についてはお問い合わせください。

○申告が必要な方

平成28年1月1日に市内に住んでいた方は原則として申告が必要です。

平成27年中に所得がなかった方、遺族年金や障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税の算定をする際の基礎資料となりますので、申告してください。

ただし、所得税の確定申告をする人や、給与所得者で年末調整が正しく済まされ、その他に所得がない人は申告する必要がありません。

問合せ先 税務課市民税係

（窓口⑨）☎②2218

下田税務署から
所得税の確定申告等の
お知らせです

期間 3月15日（火）まで
（土日除く）

受付時間 9時～17時

場所 市民スポーツセンター 第1会議室

※会場では電子申告（e-TAX）による申告相談もこなっています。税務署から送られたハガキ又は封書、その他昨年以前に申告会場でお渡しした茶色又は緑色の封筒をお持ちの方はご持参ください。

※混雑の状況により、案内を早目に終了する場合があります。

※期間中、下田税務署では確定申告の相談は行っていませんので、ご注意ください。

問合せ先 下田税務署

☎②0185

原動機付自転車などの
廃車申告はお早目に！

地方税法改正に伴い、平成28年度から軽自動車税の税率

が変わります。処分や譲渡により、現に車両を所有されていない場合は、速やかに廃車、名義変更などの手続きをしてください。

賦課期日後（4月2日以降）に手続きをしてもその年度までは課税されます。月割による減額はありませのでご注意ください。

原動機付自転車と

小型特殊自動車

税務課市民税係（窓口⑨）

☎②2218

軽自動車（二輪（125cc超え250cc以下の二輪車））

軽自動車販売店協会

☎055-988-4022

軽自動車（三輪・四輪）

軽自動車検査協会

☎050-3816-1778

二輪の小型自動車

（250ccを超える二輪車）

沼津自動車検査登録事務所

☎050-5540-2051

